

保護者説明会における質疑等の概要

● 開催日等

- 志木第二小学校会場 令和7年7月25日（金）15時30分～【参加者： 8人】
 - 志木第四小学校会場 令和7年7月 1日（火）16時00分～【参加者： 7人】
令和7年7月 2日（水）16時00分～【参加者： 4人】
令和7年7月 4日（金）16時00分～【参加者： 16人】
 - 志木第二中学校会場 令和7年7月29日（火）10時00分～【参加者： 6人】
- 参加者合計 延べ41人

● 質疑等の概要（主なもの）

➤ 小中一貫教育・義務教育学校の制度について

志木第二中学校区は、学力が高く、学校運営に問題が生じていないことが現状であるが、不登校を理由に小中一貫教育を推進することは間違っているのではないかという質問や、小中一貫教育でもできることなのに、なぜ志木第二中学校区のみを義務教育学校とするのかという質問がありました。

→ いじめや不登校に対する支援や児童生徒一人一人の学力を伸ばすことは、これまでの学校教育においても取り組んできたところです。

本市では、義務教育の質を向上するための一つ的手段として、小中一貫教育を選択し、小・中学校の教職員が児童生徒の9年間にかかわりながら支援していくとともに、志木第二中学校区においては、これまでの取組や立地状況を踏まえ、小中一貫教育の効果をより発揮できる義務教育学校とすることを目指しています。

➤ 施設整備について

HELLOスクエアの具体的事項やコミュニティウォーク（渡り廊下）の安全対策、志木第二小学校及び志木第二中学校の間の市道を学校敷地することができないかなどの質問がありました。

→ HELLOスクエアは、現在の志木第二小学校及び志木第二中学校の正門前の市道について、歩行者と自動車の動線を分離し、自動車が侵入しない仕組みとするとともに、既に公表している施設整備の概要では、門扉や塀のないオープンなイメージ図となっていますが、さまざまなご意見を踏まえ、門扉や塀などを残していきます。

コミュニティウォークは法令を遵守し、屋根等で雨でも上履きで行き来できる渡り廊下とするとともに、安全対策として、警備員の配置や防犯カメラの設置のほか、自転車の速度を抑制できる整備を進めています。

市道を学校敷地とすることは、関係所属と協議しましたが、現在、使用している方もいることから、現時点における市道の廃止は難しいという結果となっています。

➤ **教職員組織について**

義務教育学校の校長や教頭、教員の配置の決定時期や市費採用であるスマート教員やコネクト支援教員の配置、免許要件による小・中の指導など、教職員の組織体制等に関する質問がありました。

また、校長が1人となることは、負担が大きすぎるのではないかということや宿泊学習等の引率教員への影響、教職員数が現在よりも減少する点でデメリットとなるのではないかという質問もありました。

→ 現在の小・中学校と同様に、通常の教職員人事と同様の流れで教職員の配置が決定することから、決められた時期までは公表できませんが、校長の負担が大きくなることも想定して、現在、県へ副校長の配置を要望しているところです。市費で採用している教員については、これまでどおり、複数・少人数指導や乗り入れ指導が実現できるよう配置していきます。

また、小・中学校の教職員が一つの教職員組織となることで、休職等による急な欠員が生じた際も柔軟な対応が可能になるとともに、宿泊学習等の引率教員は、これまでと同様に学級数に応じた教員が引率します。

なお、教職員の配置は県の基準に基づくため、児童生徒数や学級数に応じて、必要な教職員数が配当されるものです。

➤ **教室配置について**

特別支援学級1～9年生の教室配置は、まとまった配置とするほうがよいのではないかという提案や6年生だけを中央校舎に配置される理由についての質問がありました。

→ 特別支援学級の配置については、現時点では、前期課程（1～6年生）が東校舎、後期課程（7～9年生）が中央校舎とすることを考えていますが、一体的な校舎であるため他の配置も可能です。

また、通常学級の教室配置としては、後期課程へのつながりを持たせる視点や各校舎の教室数の関係から、現時点では、6年生は中央校舎に配置する

ことを施設整備の概要において示しましたが、学校において、年度ごとに決めていくものとなります。

➤ **教育活動について**

制服の着用開始学年や児童（前期課程）生徒（後期課程）の体格差によるトラブルに関すること、前期・後期課程における学習内容の変更が生じるかという質問もありました。

→ 制服については、現在の中学１年生である７年生（後期課程）からを想定しています。集団生活を営む上でのトラブルは、さまざまな場面で起こりうるものと想定していることから、小・中学校の教職員が一体となって多面的に対応していきます。

また、義務教育学校の制度上は、教育課程の特例を活用し、指導内容の入替えなどができますが、令和９年度は、学習指導要領に沿った教科指導を行うこととしています。

➤ **その他**

西エリアに不登校支援を行う環境を整備してほしいという要望をはじめ、開校に向けた準備が遅れているのではないかと不安や条例改正がされていないのに進めることはおかしくないのかといった意見がありました。

→ 不登校支援については、西エリアに教育サポートセンターの分室を設置するため、不登校児童生徒やその保護者が相談できるスペースなど、支援できる体制づくりを検討しています。

また、開校に向けて現在、３校の教職員がワーキンググループや合同研修を通して、行事や９年間のカリキュラム、縦割り活動や異学年交流について話し合いを進めているところです。

条例改正については、基本的に開校等に向けた準備を整えたうえで、必要な時期に条例の改正を行うことを考えています。